

【新規審議品目】

(2) 「ヘルシア紅茶 ホット」「ヘルシア烏龍茶」「ヘルシア緑茶α」(花王株式会社)

○受田部会長 それでは、次は新規審議品目であります。花王株式会社のヘルシア紅茶ホット、ヘルシア烏龍茶、ヘルシア緑茶α、この3品でございます。こちらについても3品を一括で審議したいと思います。

まず消費者庁から御説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料3-1をごらんください。1品目、ヘルシア紅茶ホットです。

許可を受けようとする表示の内容ですが、本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しているというものとなります。

関与成分は茶カテキン、関与成分量は540mgとなりまして、一日摂取量は1本をお飲みくださいというものとなります。右側に既許可品としてヘルシア紅茶aというものを示しております。

この既許可品との相違点は2点あり、1点目が内容量。こちら350mlであったところ、申請品は345mlとしております。もう一点、製品中の茶カテキン量が350mlから345mlになったことによって、5ml分が減じているところが相違点となっております。

続きまして資料4-1をごらんください。2品目、ヘルシア烏龍茶となります。こちら許可を受けようとする表示の内容は、今、申し上げた紅茶と同じ表示内容となりまして、関与成分は茶カテキン540mg、一日摂取量は1本を目安にお飲みくださいというものです。既許可品としてヘルシア緑茶aをお示しておりますが、こちらと許可を受けようとする表示の内容、関与成分名、量、一日摂取量も同様となっております。相違点は、申請品は烏龍茶となっておりますので、原材料が烏龍茶の配合となっているものでございます。

続いて3品目です。資料5-1をごらんください。ヘルシア緑茶αとなります。既許可品としてヘルシア緑茶aをお示しておりますが、こちらとの相違点は1点でございます。許可を受けようとする表示の内容、赤でございますように、「内臓脂肪」というところと「お腹の脂肪」を追加して表示をしたいということで申請がなされているものでございまして、関与成分が茶カテキン、成分量が540mg、一日摂取量は1本をお飲みくださいというもので変更はございません。また、原材料の配合割合についても既許可品と全く同一となっているものでございます。

資料5-2をごらんください。既許可品のヘルシア緑茶aとの相違点となりますけれども、こちら「内臓脂肪」「お腹の脂肪」という許可表示を追加するに当たり、カテキン量が同等の粉末飲料を用いたヒト試験を追加で実施しております。その追加試験を含んで論文が4報ございますけれども、その4報を含めて内臓脂肪、お腹の脂肪が気になる方に適しているという言葉の表示ができるということを確認して、申請がなされているものとなりまして、資料5-3に具体的に資料ナンバーを付しまして4報の概要を載せているものとなります。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

続いて調査会での審議状況などの説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 お手元の資料2をごらんください。ここにヘルシア紅茶ホット、ヘルシア烏龍茶、ヘルシア緑茶α、3品に係る審議経過をまとめております。この3品とも平成30年1月5日に諮問されまして、1月29日、第40回の第一調査会で御審議いただいております。

審議結果といたしましては、ヘルシア紅茶ホット、ヘルシア烏龍茶の2品につきましては、新開発食品評価第一調査会としては了承するものとするという結果になっております。ヘルシア緑茶αにつきましては、調査会としては了承するものとするが、許可表示内容について修文の検討が必要との意見があった。新開発食品調査部会に第一調査会での意見を申し送るということがつけ加えられております。

第一調査会での御意見というのが、その下に書いております3つの項目になります。

1点目は、体脂肪は内臓脂肪と皮下脂肪を含むので、「体脂肪、内臓脂肪を減らす」という表現は不適切と思われる。同様に、お腹の脂肪は体脂肪に含まれるので、「体脂肪やお腹の脂肪が気になる」という表現も不適切と思われるという御意見でございます。

2点目、内臓脂肪、お腹の脂肪、体脂肪を併記する申請許可表示文言は、消費者にわかりにくい表現であると思われる。簡潔でわかりやすい表現を検討されたい。

3点目、「体脂肪が気になる方に」という表現について、客観的な表現となるよう検討されたいということでございます。この3点目は先ほど御審議いただきました黄金烏龍茶、日本のお茶と同じ御指摘でございます。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

ただいま消費者庁並びに調査会での審議状況を、事務局から一括して3品に関して御説明を申し上げました。最後の部分、調査会からの意見としてこの部会に申し送られた内容に関して、「体脂肪が気になる方に」という末尾の表現に関しては、ヘルシア緑茶αのみならず、その前の2品、すなわちヘルシア紅茶ホットとヘルシア烏龍茶、これらについても同様の文言がそこがございますので、同じ「体脂肪が気になる方」という表現については客観的な表現となるように、これら3品を通して修文を図っていかないといけないという調査会からの申し送りがあったという理解でよろしいのではないかと思います。

さらに、先ほど1件目の継続の審議事項でもございましたように、ここの表現については「多めの方」「多い方」というのがこの部会としての統一した文言となりますので、この最後の部分については客観的な表現として、先ほどの伊藤園の例をここに適用していくことになるかと思います。

それでいけば、問題は第一調査会での意見、すなわち体脂肪と内臓脂肪と皮下脂肪の関係性と、それらを含む文言の適切性ということになっていくかと思っております。調査会の意見に関しては今、申し送る内容を事務局から御紹介いただきましたけれども、いかがでしょうか。さらに追加等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。志村委員から追加はないという御発言をいただきました。

そうしましたら、もう一度ヘルシア緑茶αに関して資料5-2をごらんいただきまして、ここの

表現の是非について、どのように修正をすべきかも含めて御意見をいただきたいと思います。具体的には「体脂肪、内臓脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪やお腹の脂肪が気になる方に適しています」と書かれております。御意見を委員の皆様から賜りたいと存じます。いかがでしょうか。

まず第一調査会での意見として、資料2にあるように体脂肪は内臓脂肪と皮下脂肪を含みます。さらにお腹の脂肪は体脂肪に含まれます。このあたりは異論はないところではないかと思うのですが、そういう意味で内臓脂肪、お腹の脂肪、体脂肪を併記する申請許可表示文言はわかりにくい。あるいは正確さという意味でも問題があるという理解でよろしいですね。ですから修正を施さなければならないということになりますので、どういうふうに修正を図っていくのかということかと思えます。

1点だけ、まず私から調査会の議論の中で確認をとられたことかと思えますけれども、ここの許可表示として出てくる内臓脂肪とかお腹の脂肪とか体脂肪を有意に減らす効果があるということに関しては、科学的なエビデンスは問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○志村委員 これについては資料5-2にございますように、黄色いところです。ヘルシア緑茶αの申請はカテキン量が同等の粉末飲料を用いたヒト試験を追加添付という形でなされているということでございます。こちらはパブリッシュされたデータであったかと思うのですが、ですからこの申請品自体、ペットボトル入りのものそのもの自体についての検証的な試験はなされていなかったのかなと認識しております。粉末飲料を水に溶いて同じ用量にすれば同等であろうということであれば、試験としては妥当であるということになるかと思えます。

○受田部会長 ありがとうございます。ヒト試験における試料自体は、最終製品ではなく同等品である。その同等性自体は科学的な妥当性があり、論文としてもパブリッシュされている。それが資料の中にある1-34という新しい追加をされた論文ということで、資料5-3のリストの中にございますけれども、これを用いているということで、今の御発言からいくと、その点のエビデンスというのはとれているという理解になるかと思えます。

それを踏まえてあとは表現方法をどのように消費者の方々にはわかりやすく、また、正確に表示するかということかと思えますが、いかがでしょうか。

これは指摘事項としてこうすべしという提案を必ず入れないといけないのか、あるいは先ほど調査会から申し送られている内容に関して部会としてもそれを当然の指摘であると受けとめ、この点を含めて指摘をする。適切な表現に書き改めるように。つまり体脂肪と内臓脂肪とお腹の脂肪の関係性をしっかり理解した上で、消費者にとって最もわかりやすい表現に書き改めるべしという指摘事項とするという回答の仕方が1つの案かと思うのですが、漠然とし過ぎていませんか。一般的に今までの部会での指摘事項として違和感はございますでしょうか。

○消費者委員会事務局 さらに御指摘事項があれば、それを踏まえて、表現についてはまだ検討いただくということを申請者にはお願いしていない状況ですので、初めて部会からの指摘事項で表現を御検討いただくという形で指摘事項を発出させていただいて、改めて出てきた回答について御審議をいただくことも可能でございます。

○受田部会長 そのためには何が指摘されて、問題視されているかということを確認しておかな

いといけないというのが基本だと思うのですが、先ほど調査会からこの部会に申し送られている内容、すなわち資料2の第一調査会での意見を3つ目のポツの部分は「気になる方」「多めの方」と修文を図るというふうに指摘をするとして、それ以外の1つ目のポツと2つ目のポツに関しては、このまま指摘事項とするということでのいいのかどうかということなのですが、一般的にそういう形で問題はないですか。

○消費者委員会事務局 今ここでこのような文章にという具体例まで詰まらない状況であれば、調査会の御意見をそのまま、あるいはもう少し加筆するような形で申請者に伝えることでよろしいかと思います。

○受田部会長 わかりました。1つのきょうのこの部会で審議をした結論として、今のような指摘事項とすることも可能であるという事務局からお答えをいただきました。

ただ、もう少しこの部会においてこの表現方法をかくあるべき、あるいはこの部分にそれ以外の問題点がさらにあるというようところが意見としていただけるようであれば、さらにそれを加筆しながら指摘事項とするということが可能かと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

○石見委員 資料のどこに書かれていたか確認なのですが、事業者から体脂肪とは、内臓脂肪とは、お腹の脂肪とはという説明がどこかにあったと思うのですが、どこにありますでしょうか。

○消費者委員会事務局 今の点につきましては、ヘルシア緑茶αの申請書概要のウの項目に書かれています。本申請の概略というものがございまして、その真ん中あたりに、本申請における体脂肪、内臓脂肪、お腹の脂肪は、以下のように定義するという申請者の定義が記されております。

○受田部会長 今、石見委員から御質問のあったそれに対するお答えが、まさに本申請の概略の中に体脂肪、内臓脂肪、お腹の脂肪ということで以下のように定義するというので、これは申請者側の定義としてこう考えるんだということが明記されています。この明記された定義に従って、先ほど調査会から発出された、申し送られた部会への資料に、これはやはりそのとおりであって、この定義にのっとって考えると表現方法自体が適切でない、あるいは誤解を招くというところはあると考えられるのではないかと思います。

いかがでしょうか。ほかに御意見あるいは御質問。

○木戸委員 申請者の定義からしても、体脂肪の中に皮下脂肪と内臓脂肪とに分かれる。実際に論文ではCTによって内臓脂肪と皮下脂肪を合わせたものを指標として評価をされていると思います。その結果として体脂肪という用語が出てきているわけですが、体全体の脂肪が本当に減るかどうかにについては、この研究論文の中からは推測に過ぎません。正確に書くとすれば、体脂肪ではなくて皮下脂肪と内臓脂肪という表現も、正確に書くとすればそういう表現もあるのかなと。あえて体脂肪という言葉を使わないことも1つあるかなと思いました。

○受田部会長 ありがとうございます。具体的な表示許可の文言に関して1つの案をお示しいただきました。

実際に今回申請をしている一連の品目は全て花王株式会社の申請で、実際に花王さんからヘルスクレームとして体脂肪以外、ここに書いてある皮下脂肪とか内臓脂肪、こういう文言が書かれている特保というのは、これまで製品はないですね。

○消費者委員会事務局 今まではございません。

○受田部会長 ですから今回、花王さんとして初めてこういった内臓脂肪とか皮下脂肪というところまで書き込んでいる。これまでの体脂肪という表現を一步、より局所的にといいますか、部位特異的に表現をしている。ということは、訴求している対象者を絞り込んでいる、あるいは具体的にその部分に関して、先ほどの伊藤園と同じようにより明確に認識をしている方々に対する特保であるということやうたっているかと思えます。そのあたりこれまでの花王さんの申請に照らして見たときに、このヘルシア緑茶αというのは1-34という文献を追加することによって、少しヘルスクレームの特殊性、新規性を出しているという理解かと思えます。

ほかに、どうぞ。

○木戸委員 そういった意味で体脂肪という表現までにとどめておくのか、あるいは正確に部位を示す形で皮下脂肪、内臓脂肪という表現を許可するのかが論点だろうと思えます。少なくとも全体を示しながら、体脂肪と内臓脂肪というような、その中に含まれている特定の部分を表示することに関しては、少し問題があるのではないかと思えます。

○受田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。御意見をいただければと思います。山田委員、お願いします。

○山田委員 前回欠席しましたので、少し話がちぐはぐするようなところがあるかもしれませんが、私は今のお話を聞いたり資料を見る限りでは、より消費者の人たちがわかりやすいほうがベターだと思います。ただ、申請者の自由度あるいは技術革新のこともあって、むげにそういう文言はだめだよというのもあるでしょうけれども、より間違えずに理解しやすい方向に短くするほうがベターだと思います。少なくとも同じ許可表示の中に体脂肪と内臓脂肪とお腹の脂肪という3つの語があると、普通の専門家でも一体これは何を言っているんだということが起き得ると思えます。

同じように、前の話になって恐縮なのですが、もしこれが新しく先ほども高めのものから多めのもののほうが日本語としてベターであろうというふうになる。あるいは今回も脂肪の表現について若干新しい表現になろうとすると、部会に出て審議された製品については、ここから先ずっと新しい表現になるのですが、これまでに決まったものがいわゆる報告事項で上がってきたときには、全く変わらずに2つの文言が並列していることになります。そこはなるべく避けるか、あるいは消費者庁さんのほうで何かQ&A的な、このことはこういう意味ですよと消費者に2つの言葉、言い回しがあるので、どこの時点からのものと、どう考えているという部会なり消費者委員会なりの考え方、説明の文章が将来的にはあるべきだろうと思えます。

ちょっと長くなりますけれども、話を少し変えます。皆様に参考資料の67ページを見ていただければいいと思います。66ページのほうがもっとはっきりするのでしょうか。これは後の議事録からは申請者の名前はどかしてもらってもいいのですが、66ページの歯の問題ですが、左でいくと33、平成26年に再許可というところですけども、そのあたりまでは許可をした場合に最後は「歯を丈夫で健康にします」という紋切り型だったのです。そのことが部会の中でも論議になって、7番あたりでしょうか。下のところから紋切り型では問題であるので、「歯を丈夫で健康にします」から、その次の「歯を丈夫で健康にするのに役立ちます」。「します」ということは余りにも断定的で「役

立ちます」というもう少し自由度があるというか、優しい言葉にするほうがベターであるというこの部会で決まったと思います。

モンデリーズさんはそれ以後いろいろな表現で役立ちますということですが、ほかの会社の申請であればまだ「歯を丈夫で健康に保ちます」などなど、いろいろな表現の、これは自由の問題ももちろんあるのですが、消費者からすれば「役立ちます」と「丈夫にします」というのはどう違うのだろう、どういうデータからそうなるのだろうというような素直な質問が出てくるのではないのでしょうか。

今の議論も脂肪、体脂肪、内臓脂肪などについても、確定的なもので言うのか、それともデータに沿っていくのか、そうであれば体脂肪率の測定方法やBMIの値からこれを論じているといったようなことを説明することが、今後必要になってくるのではないだろうかと考えております。そういう点から言えば、私は少なくとも脂肪のところは今、議論があったようにもっと簡潔に、かつ、正確な表現で言ったほうがいいのではないのでしょうか。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

まず表示許可、ヘルスクレームとして消費者の方にわかりやすく、そして正確にということと短く、簡潔に表現すべきであるというのが1点でした。あと、この後も審議ではございませんけれども、報告事項でも実際に規格基準型・再許可の話が出てまいります。その中に今、議論になっている「体脂肪が気になる方」という文言がその中にも入っているのですけれども、既存の許可表示との整合といいますか、この部分が議論の中で変わってきているものがあるって、そして今、新規にこうやって審議をされている内容については修正あるいは指導が施されているわけですけれども、その修正されるべきものが既存の許可品においては、そのまま継承されている、継続されている。ここをどのように見ていくかという御指摘がありました。

あとは体脂肪、内臓脂肪をできるだけ正確に、その根拠に基づいてというお話もあったかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。清水委員、お願いします。

○清水委員 今、議論のあった既存のものとの整合性というのは、常に悩みとしてあったわけで、今回もそれが出ているのかなと思うのですけれども、既存の表現があるために新しい表現というのがなかなか出なくなるというのも問題だろうと思います。

いろいろな測定法の進化によって新しい事実がわかってきたという場合には、可能であればなるべく表示の中に入れていくほうがいいのではないかというのが私が個人的に思っていることです。今回も体脂肪、内臓脂肪、皮下脂肪、非常に複雑ですけれども、例えば体脂肪が高いこと自体というよりは、むしろ内臓脂肪が高いということに健康上は大きな問題があるということは、だんだん社会にも周知されつつあることを考えると、データとしてきちんと出ているのであれば、内臓脂肪という言葉が表示の中に出てくるということも私は悪いことではないと感じました。

○受田部会長 ありがとうございます。既存のヘルスクレームとの整合性に関しては悩ましい部分があるというお話をいただいた上で、新しい治験等に対しては積極的に盛り込んでいくという御意

見もいただきました。

最後の内臓脂肪等に関しては、エビデンスがあればそれをしっかりと盛り込んでいくことも可能であるというところで御意見を賜りました。

いかがでしょうか。石見委員、お願いします。

○石見委員 解説によると、体脂肪の内容とお腹の脂肪の内容は一緒だということなので、どちらかに統一してくださいという指摘を出すのと、体脂肪もお腹の脂肪もどちらも内臓脂肪と皮下脂肪のことなので、どちらかに統一したら、例えばお腹の脂肪に統一するなら「(内臓脂肪と皮下脂肪)」のように括弧書きで説明すればわかりやすいかなと思いました。

○受田部会長 ありがとうございます。先ほどの脂肪についての定義をしっかりと反映した形で、表現方法を正確に、そしてわかりやすくということかと思えます。

ほかがいかがでしょうか。松永委員、お願いします。

○松永委員 お尋ねなのですが、そもそも同社の資料では腹部の全脂肪面積を体脂肪の指標にするとなっているのですが、同社のこれまでの許可製品で、腹部の全脂肪面積を体脂肪と表現していいよと最初の許可を出した段階で、どういう議論で体脂肪という表現を許可したのかというところが気になるのです。そのときには科学的根拠でこういうものがあって、体脂肪と言ってオーケーですよとなったのか。近年は研究が進んでいるから、もう少し科学的にきちんと説明しなさいという流れになれば、多分、事業者も合理的に納得できると思うのですが、その説明を事業者にしてあげないとわかりにくいかなという印象があるのですが。

○受田部会長 このあたりは、みずから事業者がどのように脂肪を定義しているかということと、あとは論文において1-34という新規に追加された論文では、CTを使った腹部の脂肪の面積を計測したり、あるいはBMIの変化を計測することによって、その有意な低下というものを報告されている。ですから、こういう測定項目が体脂肪全体に一括して反映されるものと、局所的にその数字が統計学的に見て有意に低下したと言われる部分を併記しているのです、どうしてもこうなっているということかと思うのです。

先ほど松永委員から御指摘があった、例えば腹部の全脂肪面積のみをCTで計測して、そのデータの有意な低下をもって体脂肪が低下したとえば、それは根拠的なことはあるのですかという話になってくると思うのですが、恐らく一般的に見るとかなり網羅的に指標をヒト試験でやっている、何もかも脂肪に関してマクロからミクロ、非局在化しているものと局所的なものが乱立していると見てしまうといえますか、表現になってしまうような気がするのですが、このあたりはいかがですか。普通どのように表現としてあるべき姿というところ、あるいは論文的に見たときにはこの表現自体はそれぞれに科学的に見て適切であるかどうか、コメントをもしいただければ。

○消費者委員会事務局 今の御質問なのですが、科学的に見たところ、論文から見たところでは御指摘にあるようなおかしな点はないと考えられます。

○松永委員 これまでの経緯があって、これまでずっと体脂肪という表現を許可してきているわけですね。多分その体脂肪というのは指標としては腹部全脂肪面積を使いますよということで、そ

れを腹部全脂肪面積の指標のものを体脂肪と言いかえるということのをこれまで許可してきていると理解してよろしいですか。これまでの流れの中で科学的な整理が、こちら側ができていないと事業者側にもなかなか説明ができないと思うのですが。

○受田部会長 これはこれまでの経緯ということかと思えます。ですから今までヘルスクレームとして「体脂肪が気になる方」という先行事例がたくさんあるのですけれども、要はそのヒト試験において何を指標にしてそういうヘルスクレームがうたわれているのかという点とも絡んできます。そういう場合、消費者庁の側いかがですか。コメントいただけますか。普通、一般的に見ると例えば資料5-3なんかでは、かなりいろいろな指標が使われていて、BMI、体脂肪率、ウエスト長ということなので腹囲とか、こういうところから体脂肪という言葉が出ているのではないかと想像するのですけれども、その点については。

○消費者庁食品表示企画課 先ほども御紹介させていただきましたけれども、特保の申請に当たってどのようなデータを集めるかというところについては、次長通知で示しているところです。先ほどはどういった集団の被験者を集めるかというところを御紹介させていただきましたが、その集団で試験を実施した後、どういったところにエンドポイントを置くのか、評価指標は何かというところまで示させていただいているものです。

具体的に申し上げますと、「原則として」というふうに断っておるところでございますが、CTと腹部脂肪面積、BMI及び腹囲という複数の項目を挙げさせていただいておまして、申請者はこれにのっかってこのデータを取り、それらを提出いたしまして、こういった表現が妥当ではないかと表示の部分に反映させているという申請の内容を消費者委員会で御審議をいただいて、その内容が妥当かどうか御判断いただいているというのがこれまでの流れでございます。

○受田部会長 松永委員、よろしいですか。ガイドラインがあって、そして今、私が幾つか挙げましたけれども、そういったものも指標にしなごう、それが体脂肪ということで、要はわかりやすく表現をされているという結果だと思うのです。

○松永委員 そうすると、今3つ挙げられて、そこから総合的に体脂肪という表現が許可された。しかし、今回内臓脂肪という表現をしたいということですが、より詳しく解析して、それを表示していこうとするからには、今までのような体脂肪表現だけではなく、ほかの根拠が出てきているのでガイドラインをもとにして、さらに進展して検討すべきであるというふうに理屈を示すことができるということですよ。今の話を整理すると。

○受田部会長 そういうことです。先ほど花王さんにとってみると、内臓脂肪を訴求するというのは初のケースだというお話をしたのでありますが、既に個別許可されている特保の中には、内臓脂肪を訴求している商品もございます。ですからこれが初めてということではありません。また、お腹の脂肪という表現も8品目あるということで、これもこれまでの特保に関しての実績から見ると、初めてではないということになります。ですからこれまた調査会のコメントも頂戴したいと思うのですけれども、結局、問題になっているのは、先ほど花王さん自身が定義をした脂肪の幾つかの用語に関して、それぞれの相互の関係性が適切に言ったらヘルスクレームとして盛り込まれていなくて、恐らくちょっと関係性を修正していただかないと非常に誤解を招くような表現になっている。



これが調査会の一番問題視された点ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○志村委員 まさにヘルシア緑茶α、資料5-2に書かれている体脂肪、内臓脂肪を減らすのを助ける。「体脂肪やお腹の脂肪が気になる方に適しています」ということですが、実は試験1-34は内臓脂肪面積とBMIで被験者をカットしています。その意味ではこれは有効性ということから言えば低下が認められている。ただ、体脂肪に関しては体脂肪率というのがよい指標だと思うのですが、そのところは有効性が認められないというような矛盾しているところがある。

もう一つは、これがあくまでも粉末飲料の成績で当該品ではないということも1つ難点ではないかと思っております。ただ、こちらの部会での御判断をいただいてということでございました。

○受田部会長 いろいろ調査会での御意見、さらに補足をいただいております。

今、志村委員が最後におっしゃった、最終製品ではないという点です。通常、特保の場合は最終製品でのヒト試験が義務づけられているという理解だと思うのですけれども、その点で考えてみたときに、わざわざ1-34というのを新規の論文に挙げたわけですが、その背景といいますか、その部分は何となく理論武装されていないというか、説得力に欠けるというか、そういう印象もあるのですけれども、最終製品でないケースというのは追加した情報としての根拠としてはいかがなのでしょう。非常に心許ないという感じがします。

○志村委員 かなりこれまで類似性というか、同等性ということで多分、ニアリーイコールといえますか、その接ぎ穂で許可してきたところはあるかと思うのです。が、原点に立ち返ったときに今、当該品、例えばEという製品が原点のAと同等性がどうかというあたりは、曖昧になってしまう面もあろうかとは思います。

○受田部会長 その点を加味して、最終的には調査会として科学的な裏づけについてお認めになられているという結論かと思えますけれども、そういった新しい論文を引用しながら先ほどの内臓脂肪であったり、体脂肪のみならず、より脂肪の明確な部位的な部分も訴求したいという要請が来ているということでございます。

○志村委員 もう一点追加させていただくと、既に行われた今回の申請品の試験に対するサブ解析については、確かに内臓脂肪の低減等々の効果は認められていたかと思えます。

○受田部会長 恐らく1-10とか既に既報として引用されている論文等もあわせて解析された結果ということですね。ありがとうございます。

いかがでしょうか。大分いろいろな御意見をいただき、そして今のところ整理すると、科学的な裏づけ等に関しては調査会の議論に基づいて、これが内臓脂肪であるとか、腹部の脂肪の低減に効果的であるということについては問題がない。ただ、表現方法として消費者にわかりやすく、簡潔にという視点に立って見たときに、体脂肪があり、内臓脂肪があり、皮下脂肪があり、腹囲の脂肪がありというようなことで、非常にわかりにくいということ。それと関係性について正確な定義ののっとってみると若干問題もあるのではないかと。そういう意味で表現方法を改善すべしというところまで来ているかと思えます。

物すごく簡潔に表現すると「体脂肪が多めの方」という一番シンプルな表現になるのですけれども、恐らくここで新しい申請をしてこられているという背景には、より新規性のある訴求をしてい

きたいという意図が当然見てとれると思いますので、簡潔にと言いつつ、体脂肪だけに統一すべしとかいうところについては、恐らくそう簡単にお認めをすることにはならないだろう。また、翻って根拠もあるからという理由が当然出てくるだろうということかと思います。

いかがでしょうか。今までのところでもし整理すると今のような考え方、そして、指摘事項として調査会の御指摘になられている内容を少しこちらで出た意見を勘案しながら、さらにわかりやすく指摘をしていくことかと思います。要はもっと言うよりわかりやすく、簡潔に、そしてみずからの定義にのっとって正確にということかと思うのですけれども、どうぞ。

○久代委員 調査会で指摘の体脂肪は内臓脂肪と皮下脂肪を含むので、「体脂肪、内臓脂肪を減らす」という表現は不適切というのは、例えばトータルコレステロールとLDLコレステロールについて、トータルコレステロールの中にLDLコレステロールが含まれるから、別々に表記するのは不適切という意味合のような気がします。体脂肪と内臓脂肪の概念は別個であり、両者が一緒に変動するわけではないので、別個に評価されていて、夫々に有意差が認められていれば両者を表現することは問題ないと思います。しかし、同じ製品の中に内臓脂肪とお腹の脂肪について、同じものを示すのであれば同じラベルで別の表現をすると混乱を招くと思うので、どちらかに統一してよいと思います。

○受田部会長 要はこういう文言の使い方ですよね。今、後半のほうの内臓脂肪とお腹の脂肪、これは表現を言いかえているという捉え方をするとどちらかに統一を。要は体脂肪の内訳になっている部分については、当然データがあればどちらもお示しできる。それは訴求できるはずだということです。ある場合に含まれているものだけを取り出したり、あるいは全体の話をしたり、これを統一感なくこういったヘルスクレームの中に盛り込まれると、当然、消費者の側から見れば混乱を来しますし、わかりにくいということになるわけですので、そういったニュアンスを指摘事項の中にもうまく盛り込んで、改善を図っていただければ申請者の思いにもしっかり応えていることにはなるかと思います。

松永委員、お願いします。

○松永委員 多分、申請者は消費者の受けとめる錯覚もまじった認識と、科学的に正確なところとを十分考えた上で、錯覚を利用しようとしているのかなと見えるのです。つまり体脂肪と言ったときには、先ほどどなたかおっしゃられましたけれども、消費者は決して腹部全脂肪面積とは思わないです。体全体のことだと思いますので、消費者がぱっと見たときに体脂肪を内臓脂肪と書かれると、余り消費者は違和感がないのだと思うのです。体脂肪はいろいろなところの脂肪で、その中のとりわけ内臓脂肪と多分消費者は理解するので、そこには余り違和感がない。だけれども、科学的に知っている人から見ると、内臓脂肪と皮下脂肪と足したものが体脂肪という整理になっているので、皮下脂肪は入っていませんけれども、同じようなことを言っているだけではないかというふうに、科学的にはおかしいと見えてしまう。そこの消費者の認識と科学的なところを結構意識しているのかなと。だからこそ消費者向けの表現のところでは体脂肪やお腹の脂肪というような、よりわかりやすいところに行っているのだと思うのですが、これは全体どちらを見ても科学的な視点ということでは外れていることを、きちんと事業者に伝えたほうがよいのではないかと思うのです。科学的

な妥当なことを消費者に伝える工夫をしてくださいというふうに伝えていいのではないかと思うのですが。

○受田部会長 消費者の方がどのようにとるかというところで、先ほどコレステロールとLDLの話もありましたように、実際に用語で言ったときにインディペンデントの関係にあるものと、それに完全に内包されているものとを切り分けてしまうと、あたかもインディペンデントに見えるのですが、今回のように内臓脂肪は体脂肪の中に含まれている。これを切り分けることによって2倍のインパクトがあるように、訴求力が意図的に高まるような表現になっている。これをどのように扱うかということかと思いますが。科学的にはBMIであったり腹部のCTを実際に解析することによって、それぞれに科学的な裏づけはあり、正確である。表現の仕方をどのように工夫すればいいかという点に問題がありますけれども、それぞれに関する科学的エビデンスについては専門的な調査会も含めて問題なしという判定でございますので、要は表現方法だと思います。

今の松永委員のお話も受け、先ほどいただいた御意見でまず1つ言えるのは、お腹の脂肪という言葉と内臓脂肪はどちらか1つに統一すべしと。違いますか。

○松永委員 先ほどの説明だとお腹の脂肪は体脂肪と一緒にのことになっていますけれども、確認いただけますか。

○受田部会長 先ほどのウの1ページですよ。「お腹の脂肪は腹部の内臓脂肪及び皮下脂肪」と書いています。

○松永委員 体脂肪も腹部脂肪面積で腹部内臓脂肪と腹部皮下脂肪の面積の和。なので私は体脂肪とお腹の脂肪が一緒のことを言っているのかなと思ったのですが、違いますでしょうか。

○久代委員 お腹の脂肪は多分そうすると腹部のCTではかった皮下脂肪面積と内臓脂肪面積を合わせたもので、内臓脂肪はCT上の内臓脂肪面積だけを示す。となると多分別のもの。そうすると体脂肪というのはBMIとか体脂肪率とかそういうもので表現できる指標だと思いますので、そうすると別個に体脂肪は体脂肪であって、内臓脂肪は内臓脂肪であって、皮下脂肪は皮下脂肪であって、お腹の脂肪は内臓脂肪と皮下脂肪を合わせたものとCT上の表現になるとすると、多分消費者は混乱するのでもう少し、私は先ほど申し上げたように体脂肪と内臓脂肪は併記することは科学的根拠に基づいて問題はないと思うのですけれども、そこでまた内臓脂肪とお腹の脂肪と体脂肪が別のところに出てくると、混乱を招くのではないかと思うので、どちらかに統一したほうがいいのではないかと思います。

○受田部会長 すみません、私も定義がこんがらがっておりますけれども、だんだんわかってまいりました。

このように一般の消費者が混乱するというのは間違いないということかと思いますが、これはですから今のような議論を含めて、こういうふうということをごちからから挙げるよりは、問題点を指摘したほうがよろしいのではないかと思うのです。企業側の戦略も当然あって、何を訴求したいかというところで全部体脂肪にまとめるなんていうことは当然、応じるはずもなく、いろいろな工夫をしてこようかと思いますが。そうすると先ほど松永委員がおっしゃったように、消費者のイメージを恣意的に誘導しようというのが正確な表現かどうかわかりませんが、イメージを含めて

より訴求力、独自性を上げていこうという考え方は、当然プロモーション上はやっていくことになると思いますので、そのあたりまだあまり枠にはめてしまうことは適切ではないのではないかと思っています。

いろいろな意見が出ましたので、最終的なこの部会としての指摘と加えて修正案というところまでは出さずに、問題点の指摘を受けてここの許可表示について再考していただくことが1つの今のところは結論かなと。その際にわかりやすく、簡潔にという部分については、さらに工夫をしていただく。

歴史的にずっと商品が新たになればなるほど、許可表示が長く複雑になっているというのは、並べてみればよくわかる話で、これが果たして消費者に親切なのか、正確に伝わるのかということも含めて、より簡潔にということ指摘事項としてお出しするということではいかがでしょうか。要は継続審議ということになります。それでよろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、指摘事項の表現についてはまた事務局と整理させていただきたいと思っているのですが、事務局側いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 また文案をつくりまして、部会長と相談させていただきたいと思いますが、幾つか確認させていただきたいと思います。

1点は、これは全体の文章の中でどう使われてくるかということになると思うのですが、先ほど部会長もおっしゃっていたように、申請者としては内臓脂肪という言葉は初めて使っているわけです。ですから使い方はもちろんあるのですが、内臓脂肪という言葉を使うこと自体は差し支えないという理解でよろしいでしょうか。

○受田部会長 いかがでしょうか。先ほどの定義のところは1つポイントになってくるのですが、内臓脂肪という言葉を使うべきではないという意見ではなくて、その根拠に関しては明らかに論文として既に明らかにされていますので、今の確認事項に関して内臓脂肪という表現については問題ないのではないかと思います。

○消費者委員会事務局 もう一点、確認させてください。先ほど久代先生から「体脂肪、内臓脂肪」と今併記されていることに関して、体脂肪、内臓脂肪それぞれはかれるのであれば、併記しても差し支えないのではないかと御趣旨の御意見だったかと思うのですが。

○久代委員 体脂肪と内臓脂肪は、内臓脂肪は体脂肪を含んでいますけれども、別個の指標だと思います。今回提示された2つ文献のうち、1つは内臓脂肪が変化しているけれども、体脂肪は変化していません。別の文献では両方とも変化しています。体脂肪と内臓脂肪は、別々に動く指標なので、事業者が並記したいというのであれば、それを認めてよいと思います。

○消費者委員会事務局 それぞれに裏づけられるデータがあればよろしいのではないかとということですね。

○受田部会長 今回の点についてはさらに志村委員からも。

○志村委員 対象者をどうするかといったときに、今のお腹の脂肪が気になる方、あるいはお腹の脂肪が多めの方というのはわかるのですが、内臓脂肪が多めの方というのが適切かどうかは非常に疑問かと思えます。

○受田部会長 最初にいただいた御質問と関連していくこととなります。ですから科学的な根拠があれば、全て書きたいという申請者側の思いはあるかもしれませんが、一方で消費者側から見て計測可能であったり、自覚できる明らかな指標という部分が盛り込まれていること。それが簡潔にわかりやすく表現されていることという点で、今のことを指摘していくことかと思えます。

○消費者委員会事務局 今、志村先生がおっしゃられたことに関連するのですが、先ほどの参考資料の59ページを見ていただけますでしょうか。これの一番下にガセリ菌SP株ヨーグルトというものが載っております。これの許可表示内容を見ていただきたいのですが、まさに今おっしゃられたように対象者が「内臓脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます」という文言になっているわけです。なおかつこれが許可されましたのが30年1月25日、部会の審議が終わった後、手続があつて許可になりますけれども、そう遠くないときにこれで部会も通っているところもあわせて、どのような表現にという指示を出すべきなのか。

○受田部会長 もし今、確認事項まで行って事例を挙げていただいていますけれども、今の事務局からありました、これまでの許可されている表現についてリストをつくっていただいていますよね。それも参考にお配りして、どういう状況であるか眺めていただく必要もありそうですね。

今、類型が4つに分かれていて、左側に体脂肪、お腹の脂肪、内臓脂肪、肥満、お腹周りということで、許可品目数も107から1品目まで書いてあります。先ほども口頭で触れましたけれども、内臓脂肪について訴求しているものも、先ほどのページにありましたガセリ菌SP株ヨーグルトということで「内臓脂肪を減らすのを助ける」それから「内臓脂肪が気になる方」という文言が、わずかこの2カ月前の1月25日に許可されているということにはなっております。内臓脂肪ってどうやって自覚するのですかという話も含めて、このような許可品目があるということも御参考にしていただければと思います。

ただ、前回12月22日でしたっけ、23日でしたっけ、私が部会長になって2回目の審議をしている中で、新たな委員の皆様にも入っていただいて、そして新しい知見は織り込みつつ、さらには社会的な動向もしっかりと捉まえて、消費者に対してわかりやすい表現をとるところから、「気になる方」について余りにも抽象的かつ客観的に把握しづらいものについては改善を図っていただくということで本日に至っておりますので、その点で1回目から2回目、これ以降もしっかりしたバックボーンというか、この部会での議論のよりどころと位置づけていきたいという思いはございます。

また、委員の皆様からもそういう御意見が頂戴できましたので、前回も継続審議にはなっておりますけれども、伊藤園さんの申請品目からそのような改善を図っている、指摘をしている状況でございます。ですからもう一回、きょうの議論に帰ってみたときに、言葉の定義、また、似たような表現が重複で使われている場合のしっかりした根拠があれば、それは当然表現できる。同時にその科学的根拠とともに消費者側の自覚の部分で、どういった方が適しているかということについては、しっかりしたより客観的な表現を心がけるように指摘をするということで考えていってはどうかと思うのですが、確認事項はそれでよろしいですか。

○消費者委員会事務局 それでは、このヘルシア関係の3品につきましての審議結果を確認させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○受田部会長 お願いします。

○消費者委員会事務局 ヘルシア紅茶ホットとヘルシア烏龍茶、この2品につきましては、調査会の御意見の3番目の「体脂肪が気になる方に」という表現について客観的な表現となり得るように検討されたい。「多めの方」あるいは「多い方」というように変更されたいという指摘を出しまして、これについては回答を見まして部会長預かりという形でよろしいでしょうか。

○受田部会長 いかがでしょうか。最初の2つに関しては調査会の申し送り、また、本部会での継続審議をしている案件とも関連をいたしますけれども、「多めの方」あるいは「多い」という表現で指摘させていただき、その指摘に対するお答えがそれに従うということであれば、それをもって部会長で承認をしていくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では引き続きお願いします。

○消費者委員会事務局 紅茶ホットと烏龍茶につきましては、そのように処理させていただきます。

残りの1品、ヘルシア緑茶αにつきましては、体脂肪、内臓脂肪、お腹の脂肪という言葉の使い方の問題がありますので、前回の第一調査会での意見、それから、きょうここで御審議いただきました結果をあわせて、より言葉の使い方を適切に、消費者にとってわかりやすい簡潔な表現にするようにという趣旨で申請者に指摘を出したいと思えます。その具体的な指摘の文言につきましては、事務局のほうで案をつくりまして、また部会長に御相談させていただきたいと思えます。

このヘルシア緑茶αにつきましては、指摘を出し、回答が出された後、これは継続審議ですか。

○受田部会長 いかがでしょうか。これに関しては修正案を申請者側に指摘しつつも裁量に委ねるところもごございますので、出てきた回答をもって新たにまた継続審議として部会に上げさせていただきたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○消費者委員会事務局 あと一点、追加確認させていただきますけれども、ヘルシア緑茶αにつきましても許可表示文言が体脂肪を対象者とするような文言になるのであれば、そのときには「気になる方に」ではなく「多めの方」「多い方」に直すようにということもあわせて伝えるということでもよろしいでしょうか。

○受田部会長 委員の皆様よろしいでしょうか。結果、最後の結びの表示が体脂肪が云々ということで終わるのかどうかも含めて、申請者側から返ってきた回答に対して、そこの精査をしていかないといけないと思うのですけれども、当然、最初の2つの申請品目と同様にその点も盛り込んでいくということで、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

それでは、審議事項に関しましては以上でございます。